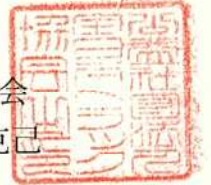


全ト協発第655号(経)

令和2年3月17日

都道府県トラック協会
会長 各位

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己



**「新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症による企業への影響に
対する中央近代化基金「激甚災害融資」公募について**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は近代化基金融資業務に格別のご高配を賜り、誠に有り難うございます。

さて、当協会では、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済への影響が甚大であることから、これを中央近代化基金運営要領に定める「激甚災害」に準じるものとして、影響を受けた会員事業者に対し「激甚災害融資」の推薦を公募することと致しましたので、公募要綱を送付いたします。

貴協会におかれましては、影響を受けた会員事業者等へのご周知の程よろしくお願いいたします。(対象は全都道府県)

(補足)

コロナウイルス感染症については、行政においても

①日本政策金融公庫による「新型コロナウイルス感染特別貸付」及び

「特別利子補給制度」(いわゆる「無利子・無担保融資」)

②セーフティネット保証に対する各地方公共団体による保証料等の助成

③雇用調整助成金の特例措置

④小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

等の対策がとられています。

(*経済産業省HP「新型コロナウイルス感染症関連」:<https://www.meti.go.jp/covid-19/>)

上記については全日本トラック協会ホームページにも情報をリンクさせていますのでご参照ください。

各トラック協会におかれましては、地元の各自治体による独自の支援策等についても情報収集の上、上記と併せて会員事業者宛に情報提供いただきますようよろしくお願い致します。

敬 具

【送付資料】

1. 中央近代化基金「激甚災害融資（運転資金）」公募要綱

激甚災害に準じる事象：「新型コロナウイルス感染症による企業への影響」

（様式集は別途メールにて送信・全ト協HPにも掲載＜3月19日より掲載予定＞）

2. （参考資料）新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

（経済産業省発行：令和2年3月13日版）